

地方財政計画 地方税法 地方交付税法 本会議趣旨説明質疑

2022年3月9日 立憲民主・社民 木戸口英司

立憲民主党の木戸口英司です。

私は、立憲民主・社民を代表して、ただいま議題となりました「令和4年度地方財政計画」、「地方税法等の一部を改正する法律案」及び「地方交付税法等の一部を改正する法律案」について質問いたします。

まず冒頭、ウクライナへの侵略を進めるロシア軍の攻撃は一層激化し、インフラや民間施設が破壊され、多くの民間人に犠牲が発生しています。その暴挙を厳しく非難し、国連で採択された非難決議にあるようにロシアには即時完全無条件撤退を要求します。

それでは、質問に入ります。

① 地方税財政に係る政策立案はもとより、地方交付税の算定などにも用いられ、「合理的な意思決定を行うための基盤」として、国の根幹を支えている公的統計について伺います。

菅政権下の「デジタル庁」、岸田政権下の「こども家庭庁」のように、総理肝いりの施策については急ピッチで体制整備が進められています。しかしながら、公的統計については、3年前に発覚した厚生労働省の不正以降も、再発防止策の浸透・定着が遅々として進まず、何より、精度の高い統計の作成に不可欠な予算と人員が一向に増えていません。今般の国土交通省による統計不正は、政府内で統計が軽視され続けてきた証左ではないでしょうか。

今般の不正において、業務過多により疲弊した職員が、前例踏襲、事なかれ主義で不正を続けてしまったことは、当該職員、当該部局の責任というより、統計を軽視し、統計担当部局に十分な人員と予算を確保してこなかった政府の責任であると考えますが、統計制度を所管する金子総務大臣の見解を求めます。

②また、山際大臣は、今般の統計不正によるGDPへの影響について、「現時点においては軽微」と繰り返し答弁していますが、「無視できないような影響がGDPに及んでいるのではないか」と指摘する専門家もいます。

現在、国土交通省において、統計の復元が行われていますが、復元を待つことなく「軽微」と言い切ってしまうことは、統計の軽視に他なりません。改めて、

統計の重要性への認識とGDPへの影響について、山際経済財政担当大臣の見解を伺います。

③次に、地方税法案のうち、まずは固定資産税について伺います。

「景気回復に万全を期す」という名目の下、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、本来評価額の5%のところ2.5%にとどめる「特別な措置」が講じられ、地方は2年連続で減収を余儀なくされることとなります。

今回の措置に対して、地方側は、「極めて遺憾」とし、「令和5年度は既定の負担調整措置を確実に実施し、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないよう」強く求めています。

感染症により厳しい経営環境にある事業者等への支援については、予算措置等によるきめ細かな対応を行うべきものであって、地方税、とりわけ市町村の基幹税である固定資産税を用いるべきではありません。

今回の地方税法改正案に地方の意見をどのように反映させたのでしょうか。地方の意見を反映させた改正項目があれば、示してください。また、地方からの厳しい指摘をどのように受け止めているのか、総務大臣の見解を伺います。

④「景気回復に万全を期す」ことに異論はありません。しかし、利益を上げている事業者の固定資産税負担を軽減するような税制改正は地方税にふさわしくありません。

なぜ予算措置等によるきめ細かな個別の対応ではなく、商業地等を対象に税負担を軽減するという対応となったのか。その合理的な理由について総務大臣の明確な答弁を求めます。

⑤百歩譲って、国策として固定資産税の減税を行うのであれば、市町村の財政運営に支障が生じないように、全額国費による補填を行うべきです。

なぜ、国費による補填を行わないのか。長期化するコロナ対応に苦慮している市町村の財政運営に支障は生じないか。総務大臣、地方団体が納得できるだけの根拠を明らかにしてください。

⑥次に、住宅ローン控除について伺います。

住宅ローン控除については、家を買うことのできる中・高所得者層の税負担を、低所得者も含めたそれ以外の者が納めた税金で賄う仕組みであることから、政策効果や公平性をめぐって疑問視する声があります。

その上で、住宅手当や住宅確保の支援、空き家の有効活用など、本当に困っている人への支援を強めていく方向で住宅政策の転換が求められます。

持ち家、借家を問わず、多くの国民に恩恵が及ぶ制度を導入すべきと考えますが、住宅ローン控除の今後の在り方と合わせ、斉藤国土交通大臣の所見を伺います。

⑦立憲民主党はトリガー条項の凍結の解除を求め、そのための法案を提出しております。現在の原油価格の著しい高騰を踏まえれば、速やかな解除が求められています。

一方、仮に1年間発動が続いた場合、地方への影響として、軽油引取税と地方揮発油譲与税を合わせて年間で約5,000億円以上の減収が見込まれております。我々の法案では、トリガーの発動による地方公共団体の減収を補填するために必要な措置を講ずるものとしております。この点に関し、総務大臣の所見をお示しくください。

⑧次に、地方交付税法案について伺います。

これまで長きにわたって、我が国においては国と地方の歳出比率がおおむね4：6であるのに対し、税源割合はおおむね6：4と、不均衡な状況が続いています。税源配分の見直しについて、地方分権改革推進委員会第4次勧告では、国と地方が対等・協力の関係にあることを考慮し、「5：5」を今後の改革の当初目標とすることが適当とされたところです。

しかし、この不均衡は長きにわたって改善されることがないまま、今に至っています。「5：5」という目標は、現在も堅持されているのか、また、今後の具体的な改革の方向性について、鈴木財務大臣及び金子総務大臣に伺います。

⑨令和4年度地方財政計画では、地方税収は過去最高水準となるなど、高い税収見積りとされています。それでも、地方に約2.6兆円という巨額の財源不足が生じていることは、構造的な問題といえます。

地方交付税の法定率の引上げについては、昭和41年度以降はいくつかの年度

を除き、行われていません。加えて、平成13年度以降は、地方に臨時財政対策債を起債させた上で、国が後からその償還財源を交付税措置する、いわば国が地方に地方交付税の前借りをさせるという極めていびつな制度が、当初は3年間の時限措置とされていたにもかかわらず、20年以上経過した今なお継続しています。この臨時財政対策債の廃止と、法定率引上げに本気で向かう覚悟はあるのか、総務大臣に伺います。

⑩令和4年度地方財政計画においては、当初ベースで2年ぶりに折半対象財源不足が解消したほか、臨時財政対策債の発行も縮減されました。また、交付税特別会計借入金も5,000億円の償還を行うこととなり、地方の債務が縮小する方向となっている点については一定の評価をします。

しかし、これまで地方の債務の縮減は、余裕がある時に行うというだけの、場当たり的な対応が続き、これらの債務縮減に向けた方針は見えてきません。

臨時財政対策債と交付税特別会計借入金、これら巨額の債務を中長期的にどのように縮減していくのか、総務大臣に具体的な方針を伺います。

⑪令和4年度地方財政計画では、昨年度からの繰越分も含め、震災復興特別交付税が約1,069億円計上されています。年々縮小する現状にあります。

この震災復興特別交付税については、復興は道半ばで現場でのニーズもさらに多様化していることから、息の長い取組が必要で、引き続き万全の財源措置が必要であります。

今後も、震災復興特別交付税制度を堅持し、地方公共団体において必要な復興経費の確実な確保とともに、今後の復興に係る多様な財政需要に対応した柔軟な制度が求められますが、総務大臣の見解を求めます。

⑫森林環境譲与税の譲与の基準について、森林環境譲与税総額の10分の5を私有林人工林面積、10分の2を林業就業者数、10分の3を人口で案分することとしています。人口の割合が大きく、大都市と地方との間で配分額に著しく差が生じる結果となっている点について、かねてより多くの地方議会から意見書が提出され、問題点が指摘されてきました。

さらに、実際に森林環境譲与税の譲与が始まった令和元年度及び令和2年度の市町村への譲与額のおよそ半分が使われず、基金に積み立てられていたことも明らかになりました。

金子総務大臣は森林環境譲与税について、「地域の実情に応じた様々な取組の

実施状況を見極める必要がある」と答弁していますが、その間にも令和4年度には譲与額が前年度から100億円増額され、有効活用されない額はより多くなりかねません。

今の森林環境譲与税の譲与基準の在り方を検証し、見直しを図るべきと考えますが、総務大臣の見解を伺います。

⑬「地域デジタル社会推進費」は、地域社会のデジタル化を推進するためとして、令和3年度と令和4年度の2か年度において、各年度2,000億円が計上されています。

本推進費を計上した当初は、集中的な措置として令和3年度及び令和4年度の2か年度限りとしていましたが、特に高齢者の多い地方においては、デジタル技術が生活に根付くまで、より息の長い取組が必要なのではないでしょうか。

地域社会にデジタル技術が根付き、誰もが真に便利な生活を送ることができるよう、令和5年度以降も地域デジタル社会推進費やそれに類する費目を継続して計上し、地域のデジタル化を継続的に支援すべきと考えますが、総務大臣の見解を求めます。

⑭新型コロナウイルス感染症の拡大防止などに充てられる、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」は、累計で15.2兆円が措置されてきました。

各地域の実情に応じて、感染症対策や地域経済の下支えのため、地方創生臨時交付金は財源面で重要な役割を果たしてきたと考えますが、まずは野田地方創生担当大臣に、その認識を改めて伺います。

⑮また、全国知事会は、「オミクロン株による感染急拡大に対応できるよう、令和3年度補正予算で措置された地方単独事業分の配分残額について、早期に配分するとともに、新たな変異株による感染急拡大なども見据え、更なる財源措置」などを求めています。地方の声を真摯に受け止め、今後も一層の対応が必要と考えますが、野田大臣の所見を伺います。

⑯令和3年の人口移動について、住民基本台帳人口移動報告によれば、比較可能な平成26年以降で初めて、東京23区で転出超過となりました。

しかし、細かく人口の動きを見ると、例えば東京23区から周辺3県への人口移動が多く、それ以外の地域の大半は転出超過のまま、根本的な構造は変わっ

ていません。地方からの人口流出が進むとともに、地方財政は一層厳しさを増し、特に教育や医療への負担が過重となる中、学校や医療機関の維持が困難となることで、地域の過疎化に拍車をかけています。

総務省は地域おこし協力隊など様々な取組を続けており、一部の地方移住を希望する人の後押しにはなっていますが、全体のトレンドを変えるには至っていません。

東京一極集中是正のため、更なる思い切った取組が必要と考えますが、今後の取組の方向性について総務大臣に伺います。

⑰新型コロナウイルス感染症のまん延で、新型コロナ患者の受入先として公立病院が重要な役割を果たすなど、公立病院の存在は地域医療において欠かせないものであると広く再認識されたところです。

一方で、公立病院の厳しい経営が続いてきた中、新型コロナの影響が一層状況を深刻化させ、地域医療の現場から「地域医療崩壊の危機」が叫ばれています。

この間、地域医療構想のもとで、病床の機能分化と連携を進め、効率的な医療提供体制実現を目標に掲げながら、必要病床数を設定し、病床削減が迫られていることに、地方から不安の声が強まっています。

総務省においては、各地方公共団体が策定する「公立病院経営強化プラン」に基づき、機能分化・連携強化の推進に係る病院事業債（特別分）の拡充・延長等の地方財政措置を講じることとしておりますが、この対応は公立病院を中心とした地域の医療を守ることに、真に資するものと言えるでしょうか。総務大臣の見解を伺います。

⑱医師不足地域では、医師の養成・確保の取組に多額の財源が投入されている現実があり、さらなる財政支援が必要と考えますが、総務大臣の所見を伺います。

地方公共団体が人口減少の下で疲弊する地域経済の現状を克服し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を創造するために、自立した安定的な財政運営が可能となる地方税財政システムを確立することが必要不可欠です。

地方税の充実確保を基本としつつ、地方の固有財源である地方交付税等必要な地方財源を確保するため、全力を尽くすことをお誓い申し上げ、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。